

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

9

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

文科省の補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合への事務移譲により、関西における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

補助金交付事務は国の会計事務と密接に関わるものであることから、補助金等適正化法においては、第26条第2項により「国は、……補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる」とし、当該事務の法定受託先を他の会計事務と同様に都道府県に限定しているため、地方自治法の特別地方公共団体に当たる広域連合は補助金等交付事務の法定受託先とはならない。

今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」(申請受

付期間：令和2年7月27日～7月29日）では、全国的な視点から対象プログラムを4～6件選定し、各プログラムの申請大学（事業責任大学）に対し補助金を直接交付する仕組みとしており、本事業の選定に係る審査等や補助金交付の業務は国（文部科学省）において行う必要があるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。

ただし、本事業では、申請の際に、事業の推進体制が地方公共団体を含む事業協働機関の間で十分に検討されていることや、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うに当たり合意を得た事項を定めた協定書（案）の提出等を求めており、地方公共団体の意向が十分に反映される仕組みとなっている。

また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、今後の選定プロセスにおいて行う面接審査（書面審査により選定候補を絞り込んだ上で行う。）の際に、申請大学（事業責任大学）の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とする方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、補助金交付事務について、法定受託先の範囲を広域連合も含めるよう拡大していただきたい。現行の業務執行上の問題により対応できないということであれば、どのような提案も実現しないため、広域連合も法定受託先とするよう適化法を見直したうえ、選定事務等を広域連合に移譲するよう求める。

また、今回の提案は、今後実施される地域人材育成に関わる補助事業も含めての提案であり、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のみに対応を求めているものではないが、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」についてもその趣旨として、「地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、就職先と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進するもの」とあり、全国的な視点ではなく、まさに地方の視点から選定すべきものであると考えている。

回答では、現在においても地方公共団体の意向が反映される仕組みであるとされているが、関西広域連合への事務移譲により、申請者の利便性と地方の特性を踏まえた、より主体的な審査が可能となり、効果的な取組が可能となる。

今後、地方公共団体が意見を述べる事を可能とする方向で検討したいとされているが、関西の経済や生活圏は、それぞれの行政区域を越え、関西全体に広がっていることから「関西」という単位での選定が不可欠であるため、圏域の特性や実情を踏まえた選定等が可能となるよう、関西広域連合への事務権限の移譲について再度検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

各府省からの第2次回答

今後実施される地域人材育成に関わる補助事業全般については、個々の事業の判断によることとなるため、統一的な見解を示すことは困難であるが、今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の選定においては、関西などの特定の区域における選定枠は設けておらず、学校種や設置形態、対象地域、大学の規模、産業分野及び学問分野等のバランスに偏りがないように全国の国公立大学から4～6件のプログラムを一元的に公平・公正に審査を行うことが必要であるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。（本事業で選定された大学は令和2年度から5年間を通して事業に取り組むこととなるため、令和3年度以降に新たな採択を行う予定はない。）

また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、選定プロセスにおいて行う面接審査（書面審査により選定候補を絞り込んだ上で行う。）の際に、申請大学（事業責任大学）の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とした。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の中で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会後、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な事務負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知）等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2~3ヶ月→1.5~2.5ヶ月)。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。

医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる。加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。

【広島市】

保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きい。当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難である。と考える。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及び ADAMS による正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。

具体的な支障事例

地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。
このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越(翌債)の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMS での繰越承認申請等が必要である。
また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMS の使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続き期間が十分に確保されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、郡山市、浜松市、名古屋市、京都市、兵庫県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、壱岐市

○令和2年当初で一部当初予算化されたが、採択されるにはハードルが高く、地方創生拠点整備事業の中心は引き続き補正予算を財源とする事業であり、毎年、繰越の手続きが必要であるため、事務の簡素化を図らねばならない。

各府省からの第1次回答

地方創生拠点整備交付金については、内示額と地方公共団体から申請される交付申請額に差額が生じ得るため、正確な繰越額を集計するためには地方公共団体からの交付申請後とならざるを得ない状況にある(現状、地方公共団体における財政措置の検討状況に配慮し、内示額からの引き下げに応じているところ。)。仮に上記の事情を考慮せずに、内示と支出負担行為計画示達を同日に処理した場合、内示額と交付申請額の

差額分を繰越しできなくなる可能性が考えられる。

なお、運用面での配慮として、当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、事務局からあらかじめ記載要領を示す等、引き続き簡素化に向けて努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答のとおり当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、できるだけ事務の簡素化が図られるよう引き続き配慮をお願いしたい。

また、財務局との事前協議についても、ADAMS への入力を待たずに協議を可能とするなど、協議の円滑化についても御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

引き続き、繰越事由の記載要領をお示しする等、手続きの簡素化に努めてまいりたい。

また、財務局との事前協議については、すでに ADAMS の入力を待たず協議を可能としており、引続き事務の円滑化に配慮し、対応してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。
そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、彦根市、熊本市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから、多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改革が必要であると考え。

○本市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

各府省からの第1次回答

補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的開催されていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事案が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

繰越理由書の「繰越事由」欄への記載については繰越しガイドブックの例にあるとおり簡潔な記載が可能であることから、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として、繰越しガイドブックや繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続きについて、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。

具体的な支障事例

繰越(翌債)事務手続きについては、「繰越(翌債)事務手続の一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌債)事務手続きの簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続きにおける申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調書及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。

これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続きが異なる。

支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。

具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。

その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本来提出不要な書類(図面、工程表、経緯書など)の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続きの迅速化が図られる。

根拠法令等

財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続の一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎県

○当市では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされると、今後同様の支障が予想される。
○当県においても、農業集落排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。

各府省からの第1次回答

繰越事務手続きの迅速化に向けて、繰越事務手続の現状を調査した上で、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繰越事務手続きの現状調査及び関係省との調整を早急に行い、本来作成・提出が不要な地図、工程表その他の添付書類の撤廃など、事務の簡素化を徹底し、繰越事務手続の迅速化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案の繰越事務手続きの簡素化については、支障事例で比較されている特定環境保全公共下水道事業と同様、既に各道府県に対して繰越事務が委任がされているところである。
繰越事務が迅速かつ適正に行われるよう農政局及び各道府県へ周知を図ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととすること。

具体的な支障事例

国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処분을承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。

間接補助事業の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。

本県では、平成17年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。

当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を目的とするところ、国庫補助金を財源とする間接補助金の交付事務を行った都道府県や市町村が、間接補助事業者からの納付がない場合に、自己負担をして国庫補助金相当額を国に納付しなければならないとする条件は、法の目的に照らして必要な限度を超えている。

特に、国が全国へ波及させることが必要と判断した戦略的・先駆的な施策に関する補助事業は前例に乏しく、経済動向等に左右されることも多いため、間接補助事業者への適切な管理監督がなされていたとしても、事業に行き詰まるリスクを伴う場合があり、都道府県や市町村は積極的に当該補助事業を実施することができない。こうした状況から地方を解放する効果は極めて大きい。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、富士市、徳島県

—

各府省からの第1次回答

御指摘の補助金については、間接補助事業者の財産処分に当たって、間接補助事業者が補助事業者に承認を求め、補助事業者が承認に先立ち国に承認を求めることとしているが、補助条件を承継する場合等一定の要件を満たす場合を除き、処分財産の国庫補助金相当額について国庫納付がなされることを承認の前提条件としているところであり、提案のような規定を設けることは適当でない。

なお、財産処分に当たっては、補助事業の申請から交付、監督といった実施手続きの状況をよく吟味した上で対応する必要があることから、各々の事案の性質を踏まえ、関係機関と協議を行いつつ、適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、財産処分において国庫補助金相当額の納付を条件とする一般的な運用を否定するものではなく、補助事業者（地方公共団体）に補助事業の実施に当たり特段責に帰すべき事情がなく、間接補助事業者の事情により補助金相当額を回収することができなくなったような場合にも、補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額納付の負担を求める運用の不公正さを問題視している。このような運用は、補助金の不正な使用の防止等を目的とする補助金等適正化法の趣旨を超えるものであるだけでなく、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないとする地方財政法の趣旨からも疑問がある。

また、今後も同じような運用が繰り返されるとすると、地方公共団体が予測困難な財政上のリスクにさらされることとなり、国庫補助事業の活用を萎縮させることにもなりかねない。

このため、国の間接補助事業において地方のみが不公正な負担を強いられることのないよう、間接補助事業者から納付がなければ補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額の納付を求めないこととするなど、公正なリスク分担のルールを、財産処分の承認基準や各補助事業の要綱等で明確化することが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

間接補助の国庫補助金等を交付するにあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を附する場合は、地方に負担を過度に転嫁する条件を附することがないようにすべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答で回答したとおり、財産処分承認に際し付す国庫納付等の条件は財産処分承認の前提条件であり、提案のような規定を設けることは適当でない。

間接補助事業は、補助事業者が自らの責任で行う助成金の交付について国の補助金をその財源とするものでもあり、負担を転嫁するという指摘は必ずしも当たらないと考える。

なお、財産処分に当たっては、各々の補助事業の申請から交付、遂行、監督、事業運営等の状況をよく吟味した上で、補助事業者等の関係機関の理解が得られるよう、丁寧に協議を行ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○本市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から本市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○本市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性

特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考えられる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、壱岐市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改正が必要であると考え。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

各府省からの第1次回答

補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続における事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的に行われていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事案が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

繰越理由書の「繰越事由」欄への記載については繰越しガイドブックの例にあるとおり簡潔な記載が可能であることから、国庫補助金の交付手続における事務負担軽減の一環として、繰越しガイドブックや繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

240

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。

激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。

災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。

平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。

一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。

【支障】

実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実地査定を廃止することで、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。

根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条

公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八尾市、倉敷市、愛媛県、福岡県

○令和元年台風 19 号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が 3,000 万円以下に引き上げられ、被災箇所 216 件中 156 件(72%)が机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は 28 件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。
○平成 30 年 7 月豪雨や、平成 30 年台風第 21 号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

【財務省】

災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定のために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未滿又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことができるとされている。

財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調整をしていきたい。

【農林水産省】

災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。

一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。

また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。

【国土交通省】

災害査定は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 12・1 に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が 300 万円未滿の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる」とされています。

被災箇所は、多種多様であり、被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断を行う際、追加の写真撮影や現地に再度確認することがあるなど手戻りが生じる場合もあり、通常の場合は、現時点で机上査定により行うことは必ずしも効率的ではありません。

一方、大規模な被害が発生し、多数の事業を実施しなければならない事態では、早期復旧のため迅速な災害査定の実施が求められます。この場合、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に査定を完了することができていますが、反面、設計変更手続き（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 7 条）が増えている状況も見受けられます。

このことから、通常の場合は、机上査定のみで実施することは、業務を進める上で必ずしも効率的ではなく、実地による災害査定を直ちに廃止することは困難です。

ただし、技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に用意できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施しているところです。今後も試行を重ね、その有効性を確認しながら、効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

実地査定では、現場間等の移動に時間を要することから、1 日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっていることから、極力実地によらない査定を基本とすることを検討いただきたい。

「設計変更手続きが増えている状況も見受けられる」ことを理由に、机上査定が必ずしも効率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加するものであることから、実地調査より机上査定が非効率的だという証左とは言えないと考える。(ちなみに、本県の実績として平成30年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたことによる設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。(全体の発生率:12.3%、実地査定から机上査定になった工事:11.2%))

また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、ドローン等による動画記録や三次元計測データ等、ICT技術を活用すれば実地査定と同等以上の状況把握は可能と考える。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合に、災害査定を被災現場で実施するために、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることから、Webによる査定方式を早急に構築することが求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務」として、「防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する」とこととされているところ、実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築について、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

【財務省】

災害復旧事業については、民生の安定をできるだけ速やかに実現することが重要であり、通常の補助に比べて補助率を高くしたり、復旧事業の速度を速めたりするなど、特別の助成制度が講じられている。このようにかなりの額の国費が投入され、また特別の助成措置が取られている災害復旧制度の運用はとりわけ、制度の趣旨に即して、厳正、かつ、公平に、また効果的に実施されることが求められている。

こうしたことから災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業の決定のために査定にあたり、制度の趣旨を踏まえつつ現地調査を原則としているものの、申請者側の事務負担をできる限り考慮し、事務簡素化に資するよう、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことを可能としている。

財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

【農林水産省】

「災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。」と前回回答させていただいたところであるが、負担法及び暫定法の趣旨を踏まえた災害復旧制度の安定的な維持と申請者側の負担軽減の重要性に鑑みれば、農水省は基本的に災害制度を所管している他の省庁と考え方は同様であり、他省庁と連携しながら、技術革新を踏まえたドローンの活用、災害申請用

の写真撮影やデータ活用等、効率的な査定事務の在り方について検討していくとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境が整えば、柔軟に対応していく予定である。

【国土交通省】

災害査定は、査定方針に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上にて査定を行うことができる」とされています。これは、負担法が公共の福祉の確保を目的とし高率な国庫負担を行うことに鑑みれば、事業費算定の正確性の確保等とともに適正な予算計上の重要性から実地調査としている一方、申請者の事務負担軽減等の観点も考慮し、机上査定も可能としているものです。これらを踏まえこれまでも、現場の状況等により申請者から相談があれば、300万円以上であっても机上査定とする対応も行っているところです。

また、被災箇所は多種多様であり、申請時の添付写真では被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断ができず、追加の写真撮影や現地を再度確認することがあるなど手戻りが生じることがあります。このため、机上査定で実施することが必ずしも効率的であるとは言えません。

さらに、大規模な被害が発生した場合は、「大規模査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に災害査定を完了することができます。

この他、堤防の決壊など、早急に対応が必要なときは、被災状況の記録を残した上で、工事実施後に災害査定を受けることで国庫負担の対象となり、被害の状況に応じて迅速な工事着手ができる事業となっています。

一方、ドローン等の技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に準備できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施していますが、まだその件数は少ないことやドローンで確認できない部分の確認方法など、今後も自治体の協力を得ながら試行を重ね、実施例を増やし課題抽出や有効性を確認しつつ、適正・公平かつ効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。

合わせて、災害申請用の写真撮影やデータ活用、その他留意点等についても検討していく予定です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境が整えば、柔軟に対応していく予定としています。